

送改令 8 第 1 号
勝田川水管橋上部工改良工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総則	1
1. 適用範囲	1
2. 仕様の優先順序	1
3. 施工範囲	1
4. 一般事項	1
5. 製作	3
6. CORINSの登録	3
7. 工事用地等使用	4
8. 工事の下請負	4
9. 施工体制台帳	4
10. 建設副産物	5
第2章 施工一般	6
1. 施工計画書の提出	6
2. 事前調査	6
3. 現場付近居住者への説明	6
4. 公害防止	6
5. 障害物の取扱い	6
6. 工事関係書類の整備	6
7. 工事現場発生品	6
8. 工事写真	7
9. 工事現場管理	7
10. 材料	7
第3章 勝田川水管橋上部工改良工事	8
1. 工事概要	8
2. 水管橋型式	8
3. 水管橋塗装範囲	8
4. 塗装面積及び仕様	8
5. 水管橋塗装工	9
6. 素地調整	9
7. 塗装方法	9

8. 塗料及び塗膜の品質	10
9. 塗料及び塗膜の検査	10
10. 塗装記録表示	11
11. 水管橋点検歩廊の製作・設置	11
12. 伸縮可とう管耐震補強	11
13. 仮設工（任意仮設）	12
14. 後片づけ	12
15. 品質管理	12
16. その他	12
 第4章 安全対策	 13
1. 公衆災害	13
2. 安全・訓練等の実施	13
3. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成	13
4. 安全・訓練等の実施状況報告	13
 建設副産物特記仕様書	 14
 施工条件の明示	 16

第1章 総 則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、下記工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

- (1) 工事番号 送改令8第1号
- (2) 工 事 名 勝田川水管橋上部工改良工事
- (3) 工事場所 佐倉市直弥230-10番地先（勝田川水管橋）
- (4) 工事期限 契約日の翌日から令和9年3月18日限り

2. 仕様の優先順序

仕様の優先順序は、以下によるものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部水道工事標準仕様書
- (3) 水管橋外面防食基準（日本水道鋼管協会）
- (4) 千葉県土木工事共通仕様書・施工管理基準
- (5) その他公的な仕様書

なお、本仕様書、設計図書等に記載のない事項については当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の指示によるものとする。

3. 施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章に規定するものとするが、勝田川水管橋について上部工改良工事に伴う既存塗膜撤去及び塗膜新設工、点検歩廊・手摺の撤去・新設工、既設伸縮可とう管耐震補強工、仮設工の一切を含むものとする。

4. 一般事項

- (1) 受注者は、設計図書（図面・仕様書「特記仕様書含む」）に基づき施工するものとするが、仕様書に明記されていない事項があっても本工事目的を達成するにあたり、当然必要と思われる工事等は、当組合の承諾を得て施工しなければならない。
なお、工事に伴い当組合工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡の上、受注者の負担により速やかに復旧すること。
- (2) 受注者は、本工事に係わる諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、工事施工に必要な届出等は受注者がこれを代行し、製品等に関し特許等に抵触するものがあるときは、全て受注者の責任に於いて処理すること。
- (3) 仕様書及び図面に記載されていない事項並びに工事施工中疑義を生じたときは、遅滞なく監督職員と協議し、指示を受けなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員と十分打合せの上、当施設運用への影響を最小限にとどめるよう施工すること。
- (5) 受注者は、工事のため田・畑あるいは第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合はその責を負わなければならない。
- (6) 受注者は、工事期間中の現場内に仮設事務所を設置する場合、また、機器・材料・工具等を仮置きする場合は、整理整頓、機器等養生等現場内の管理は受注者の責任とする。
- (7) 受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署への手続きを受注者の責任に

において、迅速且つ確実に行い、その経過については速やかに監督職員に報告すること。

(8) 契約不適合責任期間については、建設工事請負契約書に規定する期間及び当組合の規程による。また、本工事に起因する故障もしくは欠陥については契約書の規定にかかわらず、受注者の責任において、速やかに原因の調査を行い、交換または修理しなければならない。

(9) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

(10) 提出書類

受注者は、以下の提出書類について、指定された期日までに提出し、監督職員の承諾を得ること。

なお、様式については当組合が指示するものとする。

契約前			
1	本工事は、特定建設資材を扱う建設リサイクル法の対象工事であるため、契約に先立ち「法第 1 2 条第 1 項に基づく書面」を交付し事前説明を行うとともに、契約書に添付する法第 1 3 条に基づく書面についても事前に提出し、確認を受けること。		
契約後			
2	工事着手届	着手後 7 日以内	2 部
3	主任技術者等選任通知書	着手後 7 日以内	2 部
	(経歴書、資格証の写しまたは、実務経歴証明書及び当該企業との直接かつ恒常的な雇用関係であることを証する書面の写しを添付すること。)		
4	工程表	着手後 1 4 日以内	2 部
5	建設業退職金共済制度掛金収納書	着手後 3 0 日以内	1 部
6	工事实績情報システム(CORINS)受注時手続き		1 部
	(受注後土日祝日等を除き 1 0 日以内)		
7	工事保険、火災保険等の契約書の写し	着手後 3 0 日以内	2 部
	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 1 4 日として契約すること。)		
8	施工計画書	着手後 3 0 日以内(原則)	2 部
9	仮設計画書	契約後 3 0 日以内(原則)	2 部
10	建設副産物処理承認申請書	着手後 3 0 日以内(原則)	1 部
11	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書 (COBRISにより作成) 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 (計画)	施工計画書に添付	2 部
12	下請業者選定通知書	着手後 3 0 日以内(原則)	2 部
13	施工体制台帳・施工体系図 健康保険・厚生年金保険・雇用保険確認書類	着手後 3 0 日以内(原則)	2 部
14	労災保険加入済証の写し	現場着手前	2 部

工事着手後			
15	工事打合簿	必要のつど	2部
16	作業員名簿	必要のつど	2部
17	材料承諾願	必要のつど	2部
18	材料確認願	必要のつど	2部
19	月間・週間工程表	必要のつど	2部
20	工事日報	必要のつど	1部
21	確認・立会願	必要のつど	2部
22	工事履行報告書	必要のつど	2部
23	安全訓練等実施状況報告書	必要のつど	1部
工事完成時			
24	工事完成通知書		2部
25	工事实績情報システム(CORINS)完成時手続き (受注後土日祝日等を除き10日以内)		1部
26	工事目的物引渡申出書		2部
27	請求書		1部
28	建設副産物処理調書(受入伝票、写真、マニフェスト等写し添付)		1部
29	建設リサイクル法第18条に基づく「再生資源等報告書」		1部
30	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書(COBRISにより作成)建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画・実施)		1部
31	建設業退職金共済証紙受払簿		1部
32	工事完成報告書(A4版) (工場製作品については、工場内試験成績表添付)		2部
33	工事記録写真帳(A4版)		2部
34	工事完成図書等電子ファイルCD-R(閲覧ソフト含む。)		2枚
35	工事完成図書(A4版 黒表紙金文字入り) (完成図面A1折込、その他書類はA4サイズとする。)		2部
その他			
36	必要に応じて監督職員が指示したもの		

なお、完成図書の納品については、国土交通省の「工事完成図書の電子納品要領CAD製図基準」等を準用すること。

5. 製作

受注者は、点検歩廊及び伸縮可とう管耐震補強部材の製作にあたっては、現場状況を十分把握したうえで、以下の資料を製作着手前に監督職員に提出し承諾を得ること。

- (1) 製作承諾図及び仕様書
- (2) 溶接資格者名簿・溶接部検査技術者名簿

6. CORINS登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職

員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

7. 工事用地等使用

- (1) 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとする。
- (2) 工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- (3) 受注者は、工事の施工上必要とする土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。また、監督職員に契約書（借地）の写しを提出すること。
- (4) 受注者は、農地を借用し工事用地とする場合、農地法第5条の規定に基づき、農地転用の手続きを行わなければならない。農地転用の申請書は農業委員会に提出し、許可を受けること。
- (5) 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後、直ちに原形復旧の上、発注者に返還しなければならない。同様に第三者から借用した土地等も契約に基づき返還し承諾書若しくは同意書等の書面を徴し、監督職員に写しを提出すること。
- (6) 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、休憩所または作業環境の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

8. 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

9. 施工体制台帳

- (1) 受注者は、その一部を下請負に付したときは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台

帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

- (2) 第1項の受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (3) 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

10. 建設副産物

- (1) 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取り扱いにあたっては、「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）」「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- (2) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。

第2章 施工一般

1. 施工計画書の提出

受注者は工事に先立ち、施工計画書（工事概要・計画工程表・現場組織表・指定機械・主要機械・主要資材・施工方法・施工管理計画・安全管理・緊急時の体制及び対応・交通管理・環境対策・現場作業環境の整備・再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法・その他）を提出し承認を受け、これに基づき工事の適正な施工管理を行うこと。

なお、施工計画書作成にあたっては、監督職員と十分打合せを行った後作成すること。

2. 事前調査

受注者は工事に先立ち、施工区域全般について、資材等の搬入計画を含め事前調査を行うこと。

3. 現場付近居住者への説明

受注者は工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し監督職員と協議の上工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

4. 公害防止

受注者は工事の施工に際し、騒音規制法・振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、近隣居住者から騒音・振動・塵埃等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講ずること。

また、構造物、道路等に障害をおよぼさないよう十分注意すること。

5. 障害物の取扱い

受注者は、工事施工中、他の所管に属する工作物の移設または防護を必要とするときは、速やかに監督職員に申し出てその管理者の立会いを求め、移設または防護の終了を待って、工事を進行させること。

また、工作物等に損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。

6. 工事関係書類の整備

受注者は随時監督職員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を常に整備しておくこと。

7. 工事現場発生品

受注者は、工事現場において発生した発生品について、監督職員の指示を受け適正に処理しなければならない。

8. 工事写真

受注者は、施工前、竣工後の状況が対照できるように写真撮影をするとともに工事竣工後外部から明視出来なくなる箇所及び出来形、寸法等が明確に確認できるように撮影し、工事施工順等に整理し、監督職員に提出しなければならない。

9. 工事現場管理

受注者は、工事現場及び所定の箇所には、「建設業法」その他の関係法令に定める標識板を設置するとともに、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省）に定める保安施設を設置しなければならない。

10. 材料

本工事に使用する材料はすべて、J I S及びJ W W Aの規格に適合したものでなければならない。ただし、特記仕様書及び設計図書に明記したものはこの限りでない。材料については、「水道工事標準仕様書（千葉県）」の（2. 材料）を準用するものとするが納品に際しては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し承認を受けなければ納品してはならない。

第3章 勝田川水管橋上部工改良工事

1. 工事概要

本工事は、組合送水施設の一部である勝田川水管橋について、次のとおり水管橋上部工の改良を請負にて実施するものである。

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 水管橋塗替塗装工 | 1 0 0 . 0 m ² |
| (2) 水管橋点検歩廊及び手摺の撤去・新設工 | L = 2 7 . 0 0 m |
| (3) 水管橋橋台上手摺の撤去・新設工 | N = 2 基 |
| (4) 伸縮可とう管耐震補強工 | φ 8 0 0 N = 2 基 |
| (5) 仮設工 | 1 式 |

2. 水管橋型式

水管橋の形式は以下のとおりである。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 水管橋長 | 2 7 . 0 0 m |
| (2) 形 状 | パイプビーム形式 |
| (3) 材 質 | 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 S T P Y 4 1 |
| (4) 設置年度 | 昭和 5 8 年度 |
| (5) 塗装経歴 | 平成 2 5 年度 |
| (6) 塗 装 色 | 既設水管橋は、G 6 9 - 6 0 P であるが、現状同系色を監督職員が別途指示する。 |

3. 水管橋塗装範囲

塗装範囲は以下のとおりである。

- (1) パイプビーム主梁、両橋台部リングサポート、空気弁配管部及び歩廊受台について、下塗りは弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料とすること。中塗り及び上塗りは弱溶剤形ふっ素樹脂系塗料で塗装すること。
- (2) 歩廊受台は、一部工場製作である。工場では錆止め塗装を施工、現場でパイプビーム主梁と同等の塗装とする。

4. 塗装面積及び仕様

- (1) パイプビーム主梁等塗装面積：1 0 0 . 0 m²
 - ① 素 地 調 整：2種ケレンとし、十分な下地処理を行うこと。
2種ケレンは肉眼で見える表面の付着物(油、汚れ、錆、酸化物など)を95%以上除去する。
 - ② 下塗り1回目：はけローラ、弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗
目標膜厚60 μm
 - ③ 下塗り2回目：はけローラ、弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗
目標膜厚60 μm
 - ④ 下塗り3回目：はけローラ、弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗
目標膜厚60 μm
 - ⑤ 下塗り4回目：はけローラ、弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗
目標膜厚60 μm
 - ⑥ 中 塗 り：はけローラ、弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗
目標膜厚30 μm
 - ⑦ 上 塗 り：はけローラ、弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗
目標膜厚25 μm

5. 水管橋塗装工

(1) 塗装は原則として、以下の場合行ってはならない。

- ① 下塗り及び中塗り塗装は 気温 5℃以下のとき。
- ② 上塗りは 0℃以下のとき。
- ③ 全塗装工程で湿度 85%以上のとき。
- ④ 塗料の乾燥前に降雨雪またはその恐れがあるとき。
- ⑤ 強風などでほこりの多いとき。
- ⑥ 炎天下で直射日光に曝されているとき。
- ⑦ 被塗面に湿気をおびているとき。
- ⑧ 被塗面に結露する恐れのあるとき。

(2) 塗料の管理は、塗料及び溶剤などの品質及び数量の管理を行い、取り扱い保管に注意すること。

① 品質

- イ. 塗料の品質は原則として塗料製造業者のロット毎の検査成績書により判定すること。また、塗料の有効期限を過ぎたものは使用しないこと。
- ロ. 塗装着手前にロット番号を確認し、ロット毎に 1 缶以上を開缶し、異常があった場合はそのロット品は使用してはならない。

② 取り扱い及び保管

- イ. 塗料は、消防法による危険物であり、また、一部には労働安全衛生法などにより規制を受けるものがあるので、開缶、取り扱い、保管はこれらの法規にしたがって行うこと。
- ロ. 化学物質等安全データシート(MSDS)を作業場所の見やすい場所に常時掲示すること。

6. 素地調整

(1) ケレンは、2 種ケレンとする。

素地調整は湿潤化による工法（塗膜剥離剤処理）を行う。塗膜剥離は、保護具等を着用し、十分な換気を行い、作業員の安全を確保すること。また、塗膜くずが、周辺地域に流出しないよう飛散防止措置を行うこと。なお、既設塗装膜は塗膜分析結果より鉛の含有量が基準値以下である。

- ① 定められた量の塗膜剥離剤を塗布する。
- ② 塗膜が剥離可能となるまで、軟化させる。
- ③ 軟化したことを確認した後に塗膜を除去する。
- ④ ①～③を鋼素地面や黒皮、または除去できない塗膜が露出するまで繰り返す。
- ⑤ ④まで行って、隅部及びボルト回りについて素地調整が十分でない部分についてディスクサンダー・ワイヤーホイールなどの電動工具と手工具の併用により除去すること。

7. 塗装方法

(1) 水管橋のパイプビーム主梁、両橋台部リングサポート、空気弁配管部及び歩廊受台の塗替塗装は、本特記仕様書で指定された塗料を使用し、原則とし

てはけ・ローラ塗りとし、有害な欠陥がないように均等かつ入念に行うこと。
また、それぞれ塗料の塗装間隔に十分留意するとともに以下によって行うこと。

- ① 塗膜損傷部分は入念に補修すること。
- ② 被塗面表面に付着した水分、油分、付着物は清浄なウエス等で入念に除去すること。
- ③ 塗装間隔は、環境条件・季節（温度条件）などにより異なるため、塗料製造業者が規定した範囲内で塗り重ねを行うこと。

8. 塗料及び塗膜の品質

(1) 塗料

- ① 塗料の品質は以下の規格に適合すること。
 - イ. 弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料下塗 J I S K 5 5 5 1 C 種
 - ロ. 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 J I S K 5 6 5 9 1 級
 - ハ. 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 J I S K 5 6 5 9 1 級

(2) 塗膜の品質

- ① 外観
 - イ. 塗膜が硬化乾燥後、目視で検査し、かすれ、たれ、割れ、剥離などの有害な欠陥が無いこと。
- ② 乾燥状態
 - イ. 塗膜の乾燥状態は指触で検査し、硬化乾燥状態であること。
- ③ 塗膜厚さ
 - イ. 塗膜が硬化乾燥後、円周及び長さ方向に適当な測定場所を選び、電磁膜厚計などで測定し、平均厚さが目標膜厚以上で、最低厚さが75%以上あること。
- ④ 塗装色
 - イ. 指定の塗装色が満足されていること。

9. 塗料及び塗膜の検査

(1) 塗料

- ① 塗料製造業者の検査成績表をもとに、塗料の規定に適合していること。

(2) 塗膜

- ① 外観
 - イ. 硬化乾燥後、目視で検査し規定に適合していること。
- ② 乾燥状態
 - イ. 塗膜が硬化乾燥状態であるか否かを指触法により検査し、規定に適合していること。
- ③ 塗膜厚さ
 - イ. 塗膜が硬化乾燥後、円周及び長さ方向に適当な測定場所を選び、電磁膜厚計などで測定し、規定に適合していること。
- ④ 色
 - イ. 硬化乾燥後、塗り板見本の色と比較し、規定に適合していること。

10. 塗装記録表示

- (1) 塗装工事終了後、塗装年月・塗装工事施工業者名・塗装材質・塗料製造業者名等を記載した塗装記録をマーキングフィルムなどで表示すること。

11. 水管橋点検歩廊の製作・設置

(1) 使用材料

- ① 点検歩廊手摺部：アルミニウム合金製
- ② 点検歩廊受台：SS400
- ③ 橋台上手摺：SUS304

(2) 塗装仕様

- ① 点検歩廊手摺部：無塗装
- ② 点検歩廊受台：工場 錆止塗装、現場 S-1 塗装系（設計図参照）
- ③ 橋台上手摺：無塗装

(3) 製作

- ① 製作に先立ち、近接する構造物の状況及び現場の状況等を確認し、部材設置付近の詳細な寸法を行うこと。
- ② 工場溶接の施工にあたっては、発注者水道工事標準仕様書及び千葉県土木工事共通仕様書（第3編土木工事共通編）等に基づき、適正に施工し、溶接終了後、所定の溶接部非破壊検査を行い、検査結果記録簿を監督職員に提出するものとする。また、検査内容は事前に監督職員と協議のうえ、施工計画書に記載すること。
- ③ 工場塗装の施工にあたっては、千葉県土木工事共通仕様書（第3編土木工事共通編）等に基づき、適切に施工すること。なお、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を監督職員に提出するものとする。

(4) 施工

- ① 現場溶接の施工にあたっては、発注者水道工事仕様書及び千葉県土木工事共通仕様書（第3編土木工事共通編）等に基づき、適切に施工すること。また現場溶接箇所は現場塗装（S-1 塗装）を施すこと。
- ② 点検歩廊手摺部のアルミニウムと点検歩廊受台のSS400の接続部は異種金属となることから絶縁材を使用し直接の接触は避けること。
- ③ 受注者は既存の管、その周辺、躯体などに汚染、損傷を与えないよう注意し、周辺箇所に適切な養生をすること。

12. 伸縮可とう管耐震補強

(1) 材料仕様

- ① 材質：SS400 JIS-G-3101
- ② 外面処理：S-1 塗装系（設計図参照）

(2) 性能

- ① 許容伸縮量 ±100mm（既設継手性能による。）

(3) 施工

- ① 施工前に設置位置及び向きを確認し、誤差が生じないように慎重に作業すること。また、設置時には既設伸縮管の状態を確認し損傷を与えないように十分注意すること。
- ② 締付作業は、トルク管理を徹底し、過剰な締付けによる影響を防ぎ、規

定値以内で確実に固定すること。

13. 仮設工（任意仮設）

- （１）本工事に関する仮設（作業用足場）は、労働安全衛生法に基づいて適切な足場を架設し、作業者の安全を図るとともに、第三者災害も起こさないよう次のとおり防護施設を施さなければならない。また、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部 構造等については、受注者において十分検討を行い、仮設計画書を作成したうえ、受注者の責任において決定し実施するものとする。
- ① 作業用足場は労働安全衛生規則第１０章通路・足場など第２節足場（第５５９～５７５条）に適合するものとする。
 - ② 足場板は積載荷重に見合ったものを使用し、作業及び通行に必要な幅をもたせ、墜落防止などの安全措置をとること。
 - ③ 吊り足場にはセーフティチェーン及びセーフティネットを使用すること。
 - ④ 足場には飛散防止処置を施すこと。

14. 後片づけ

- （１）工事完成までに工事用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃等を行う。

15. 品質管理

- （１）使用する材料の品質及び性能を有することの規格証明書を添付のこと。
また、使用材料は、ＪＩＳ及びＪＡＳのマーク表示のものを使用し規格、基準等の規格証明書等を添付すること。

16. その他

- （１）作業時間は原則として、月曜日から金曜日９：００～１７：００とする。
なお、当日の作業予定を午前８時３０分までに、翌日及び次週の作業予定等を午後５時までに監督職員に報告すること。
- （２）本工事を施工する際には、作業上の安全確認を十分に行うこと。
また、本工事区間は、田園地帯のため仮設工等の作業に当たっては、資材等の運搬及び施工管理等を十分に考慮し施工を行い、また、地元関係者との間に紛争が生じないように円滑な施工に努めなければならない。
- （３）本工事を施工する際には、施工場所が水道用水供給施設であることから、衛生管理に十分注意しなければならない。
- （４）施工と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係ない機器等には絶対に触れないこと。
- （５）省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）及びグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく省エネ基準値や調達基準等に適合すること。再生資源利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）及び循環型社会基本法等の関連法規に基づき、構成部品や梱包材等に再資源化可能な素材を使用し廃棄物の削減化が図られていること。

第4章 安全対策

1. 公衆災害

- (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守し、災害の防止を図らなければならない。

2. 安全・訓練等の実施

- (1) 受注者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容の周知徹底
 - ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

3. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

- (1) 受注者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

4. 安全・訓練等の実施状況報告

- (1) 受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

建設副産物特記仕様書

【建設副産物】

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬または処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

(1) 本工事から発生する建設廃棄物の処理は以下のとおりとする。

- ① コンクリート殻（0.5 t）は、佐倉市太田2417-4番地先、片道運搬距離（4.7 km）世紀末東急工業（株）佐倉混合所に運搬し、処理するものとする。
- ② 金属くず（1.4 m³）は、片道距離概ね25 kmの処分場に運搬し、処理するものとする。
- ③ 塗膜くず処分
塗装くず（0.5 m³）は塗膜分析結果より鉛が基準値以下となっており、特別管理産業廃棄物として処分する必要はないことから、廃プラとして片道距離概ね25 kmの処分場に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

施工条件の明示

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年3月18日限りとする。 2. 本工事の準備期間は50日間を見込んでいる。 3. 本工事の材料製作期間は90日間を見込んでいる。 4. 本工事の後片付け期間は20日間を見込んでいる。 5. 本工事は仮設計画書を速やかに提出するとともに施工計画書の承諾により開始する。 6. 本工事は、昼間施工とする。 7. 本工事は、発注者指定方式の現場閉所による月単位の週休2日の費用を計上している。
公害対策関係	1. 本工事で使用する建設機械は、低騒音型・低振動型建設機械指定要領及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2. 資材建設機械等の搬入・搬出に際し、騒音、振動、塵芥等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずること。 3. 本工事で使用する作業用足場には、飛散防止処置を施し、隣接地及び河川への汚染に充分留意すること。
用 地 関 係	1. 工事箇所は水田と隣接しているため、地権者に工事内容等を十分に説明し、協力を得ること。 やむを得ない場合を除き、基本的には組合水道用地及び隣接する公共用地内で工事を施工すること。 また、地元関係者との間に紛争が生じないように円滑な施工に努めなければならない。
安全対策関係	1. 本工事で使用する作業用足場は、労働安全衛生法に基づいて適切な足場を架設し、作業者の安全を図ると共に、第三者に災害を起こさないよう防護設備を施さなくてはならない。 2. 作業に当たっては、高所作業及び重量物を取扱う作業なので、十分に安全を確認すること。 3. 水管橋用地内への敷鉄板・足場材の搬出入時及び歩廊等の材料搬入時は交通誘導員を配置し、歩行者及び車両通行等に支障を及ぼさないよう十分注意し施工すること。 また、交通誘導警備員には警備員教育を行い、その記録を監督職員に提出すること。
仮 設 備 関 係	1. 本工事で使用する作業用足場は、労働安全衛生法に基づいて適切な足場を架設し、作業者の安全を図ると共に、第三者に災害を起こさないよう防護設備を施さなくてはならない。 2. 本工事では、水管橋用地内に敷鉄板を敷設する計画としているが、出入口として使用する佐倉市道の舗装面に敷鉄板がはみ出さないように設置すること。また、夜間でも鉄板等を視認できるようライト付きカラーコーンを設けること。
建設副産物関係	1. 本工事から発生する建設副産物の処分は、処理方法及び

	処理場所等を施工計画書に記載し、適正に処理すること。
施工中の環境保全	1. 本工事で使用する塗料その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めること。
過積載関係	1. 過積載による違法運行の防止対策について、本工事施工計画書に記載すること。 また、本工事場所は進入道路が狭隘であるため、工事車両の通行に際して、適切な処置を施すとともに通行には充分留意すること。
そ の 他	1. 本水管橋は水道用水を構成市町村に供給する施設であるため、作業員等の衛生管理には十分注意しなければならない。 2. 本工事に先立ち、近隣住民に対して、「工事のお知らせ」等により工事内容を周知し工事施工に理解を求めること。 3. 既設塗装膜は塗膜分析結果より鉛の含有量が基準値以下である。